

## 雇用保険新規加入必要書類

二元適用

1. 労働保険関係成立届
2. 労働保険料申告書
3. 雇用保険適用事業所設置届

\*記載欄が表裏にあります。(裏面の地図は、別紙でも可)

### 添付書類

#### ○法人事業

- 登記事項証明書 (3ヶ月以内・コピー可)
- 事業所所在地が法人登記と異なる場合は所在地確認書類 (コピー可)  
[不動産賃貸借契約書、不動産登記事項証明書、公共料金領収書 等]
- 事業実態確認書類 (コピー可)  
[営業許可証、税務関係書類、事業取引の契約書、他社からの請求書及び領収書及び納品書 等いずれか一つ]

#### ○個人事業

- 事業主の住民票 (3ヶ月以内) または運転免許証のコピー
- 事業所所在地が自宅と異なる場合は所在地確認書類 (コピー可)  
[不動産賃貸借契約書、不動産登記事項証明書、公共料金領収書 等]
- 事業実態確認書類【事業主名・屋号・事業内容が確認できるもの】 (コピー可)  
[営業許可書、税務関係書類 (開設届等)、事業取引の契約書、他社からの請求書及び領収書及び納品書 等いずれか一つ]

#### ○6ヶ月以上遡及設置の場合

- 事業に関する納税証明書 (コピーでも可)

#### 4. 雇用保険被保険者資格取得届 2016.1.1 から個人番号 (マイナンバー) の記載が必要になりました。

### 添付書類

- 雇用保険被保険者番号が分からない場合、職歴のわかる履歴書等
- 取得日の在籍確認ができる賃金台帳又は給与明細、出勤簿又はタイムカード、労働者名簿のいずれか (コピー)
- 6ヶ月以上遡及加入：遅延理由書・全期間の賃金台帳又は給与明細及び出勤簿又はタイムカード (コピー)

※兼務役員・事業主と同居の親族・在宅勤務者については、取得届と一緒に実態証明書および2~3ヶ月分の実態確認書類を提出する必要があります。

☆宛名記入済返信用封筒を同封して頂ければ、郵送での手続も可能です。

(記入漏れ、不足書類のないようご注意ください。)

ハローワーク横浜南 雇用保険課 適用係  
〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6  
TEL 045-788-8609 (21#) Fax 045-782-9087